

県産木材の利用促進等に関する指針

(令和8年度～令和12年度)

【案】

(パブリックコメント 2/19～3/11)

令和8年3月

兵 庫 県

《 目 次 》

第 1	県産木材の利用促進等に関する指針の策定	1
1	指針の趣旨	1
2	指針の位置づけ	1
3	指針の期間	1
第 2	県産木材の利用促進等に関する取組方針及び目標	1
1	取組方針	1
2	現状と課題	1
(1)	現状	1
ア	情勢の変化	1
イ	取組実績	2
(2)	課題	3
3	目標	4
第 3	県産木材の利用及び供給の確保に関する基本的事項	5
1	全ての関係者による主体的な取組	5
2	推進体制（「ひょうごの木」利用拡大協議会の設置）	5
(1)	「ひょうごの木」利用拡大協議会の役割	5
(2)	部会・地域協議会の設置	5
3	関係者への周知・普及	6
第 4	県産木材の利用促進等に関する必要な事項	7
1	取組の主体	7
2	取組の内容	8
(1)	県産木材の利用促進	8
ア	住宅における県産木材の利用推進	8
イ	民間非住宅建築物における県産木材の利用推進	8
ウ	公共施設における県産木材の利用推進	9
エ	身近な暮らしの中での県産木材の利用推進	9
オ	土木資材、産業資材等非建築分野における県産木材利用の推進	9
カ	新たな木材利用技術及び建築技術等による県産木材利用の推進	10
①	TAPOS等新たな木材利用技術の活用	10
②	木造と鉄骨造等とのハイブリッド等新たな建築技術の普及	10
キ	県産木材の国内外における販路拡大	11
(2)	木質バイオマスの利用促進	11
ア	素材生産量の増大と林地残材の活用	11
イ	木質バイオマスを製造又は利用する施設の整備等	11
(3)	県産木材の加工流通体制の整備	12

ア	効率的な加工流通施設の整備等	12
イ	付加価値の高い県産木材の供給力強化	12
(4)	県産材の安定供給の推進	13
ア	林業経営の効率化	13
①	資源情報の活用	13
②	林内路網の整備	13
③	高性能林業機械の導入	14
④	スマート技術を活用した業務効率化	14
⑤	J-クレジット等新たな財源の確保	14
イ	林業経営体の育成	14
ウ	主伐・再造林の推進	14
①	低コスト普及モデルの展開	14
②	兵庫県産苗木の生産拡大	15
(5)	県産木材の利用を通じた森づくりの推進	15
ア	森川里海の物質循環につながる多様で健全な森づくりの推進	15
イ	森林の防災機能の強化	16
ウ	森林経営管理制度の推進	16
エ	森林ボランティアによる森林を支える取組の展開	16
オ	県民の理解醸成	17
(6)	人材の育成	17
ア	次代を担う新規林業就業者の確保	17
イ	先進技術等を活用できる人材の育成	17
ウ	中大規模木造建築が設計できる建築士の養成	18
(7)	普及啓発	18
ア	イベント、メディア等による情報発信の強化	18
イ	子どもから大人まで切れ目のない木育の推進	18
ウ	県産木材の認知度向上と地消に向けたプロモーションの展開	19
(8)	市町に対する支援	19
ア	森林管理制度に基づく適正な森林管理の推進に対する支援	19
イ	木材利用推進に対する支援	19
附則		19
参考		20

「県産木材の利用促進等に関する指針」

第1 県産木材の利用促進等に関する指針の策定

1 指針の趣旨

- (1) 「兵庫県県産木材の利用促進に関する条例（平成29年6月12日施行）」（以下「条例」という。）は、県産木材の利用促進及びそのことを通じた森づくりの施策を総合的かつ計画的に推進し、林業及び木材産業の自立的な発展を図り、もって森林の有する多面的機能の持続的な発揮及び地域創生に寄与するため制定された。
- (2) 条例は、①日常生活や事業活動において余すところなく県産木材を利用することや、②県産木材の利用による森林の多面的機能の維持発揮、さらには③伐採、利用、植栽、保育の林業生産サイクルの円滑な循環を基本理念と定め、県、市町、森林所有者、林業経営体、木材産業事業者、建築関係事業者、その他事業者、県民（以下、「関係者」という。）がそれぞれ果たすべき責務や役割を示している。
- (3) 本指針は、このような考え方のもと、条例第12条の規定に基づき、県産木材の利用促進等に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、取組方針、目標及び施策の基本となる事項等を定めたものである。なお、本指針における用語の定義は、条例第2条に準じる。

2 指針の位置づけ

本指針は、県の総合計画である「ひょうごビジョン2050」の農林水産業・農山漁村に関わる分野別ビジョンである「ひょうご農林水産ビジョン」の基本方向及び推進方策を踏まえ、全ての関係者の県産木材の利用促進等に関する行動指針となるべきものである。

3 指針の期間

本指針の期間は、「ひょうご農林水産ビジョン2035」に合わせて令和8年度から令和12年度までの5年間とし、令和12年度に次期5箇年の指針を策定する。

また、新たな対応が必要となった場合には、その時点で所要の見直しを行う。

第2 県産木材の利用促進等に関する取組方針及び目標

1 取組方針

条例の基本理念を踏まえ、関係者がそれぞれの責務や役割を果たすことができるよう、県産木材を余すところなく活用するための利用促進等の課題や目標を共有するとともに、全ての関係者がこの指針に基づき、主体的に、かつ協働して一体的に取り組むものとする。

2 現状と課題

(1) 現状

ア 情勢の変化

県内の人工林では、伐採して利用が可能とされる46年生以上の森林の割合が8

割を超え、森林資源の充実が進むとともに、県産材の大径化がさらに進んでいるほか、木質バイオマス発電所の稼働に伴う燃料用チップの需要増加により、燃料用材の生産量は増加傾向にあり、素材生産量の増加を後押ししている。

新型コロナウイルス感染拡大に端を発したウッドショック（令和3年～4年）に伴い、一部の木材製品について外材から国産材への切り替えが進みつつある一方、木材の加工を担う製材工場は、原木の仕入れ価格の高騰、木材製品販売価格の伸び悩みから経営環境が悪化し、大径材を効率的に製材できる設備の導入は一部の工場にとどまるなど情勢の変化を好機とすることが出来ず、令和元年度の94工場から令和6年度には69工場へと工場数の減少が進んだ。

また、中長期的な人口減少に伴う新設住宅着工戸数の減少に加え、令和7年4月に施行された改正建築基準法による省エネ基準適合の義務化や構造計算規定等の見直しへの適応が求められ、さらには資材費、人件費、金利の上昇等建築コストの増大に伴う新設住宅の床面積の減少が見込まれるなど、建築用材の供給、需要両面での減少が懸念される。

一方で、昨今、SDGs・脱炭素・環境保全への関心が高まる中、令和元年度には、温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止等を図るため、森林整備等の財源として森林環境譲与税が創設された（徴収開始は令和6年度）ほか、「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律」が令和3年に制定されたことを受けて、県では兵庫県建築物木材利用促進方針を令和5年に策定し、また県内市町においてもそれぞれ建築物木材利用促進方針の策定が進むなど、森林整備や木材利用推進の機運が高まっている。

イ 取組実績

令和3年3月に策定した「県産木材の利用促進等に関する指針（令和3年度～7年度）」で設定した取組項目ごとの目標について、令和6年度までの取組実績は下表のとおりとなった。

表1 取組項目ごとの実績及び達成率（令和6年度時点）

取組項目	目標項目	単位	現状 (R1)	R6時点			目標 (R7)
				目標	実績	達成率	
(1) 県産材の安定供給の推進	県内素材生産量 (うち建築用材)	千m ³ /年	443 (233)	508	626 (230)	123%	527
	主伐・再造林面積	ha/年	33	40	32	80%	50
(2) 加工流通体制の整備	県内製材工場の県産木材製品出荷量	千m ³ /年	46	61	40	66%	65
(3) 県産木材の利用促進	県内製材工場の県産木材製品出荷量	千m ³ /年	46	61	40	66%	65
	公共施設における県産木材使用量	m ³ /年	1,300	1,880	397	21%	2,000
(4) 木質バイオマスの利用促進	木質バイオマス発電用燃料供給量	千m ³ /年	168	206	323	157%	211
(5) 県産木材の利用を通じた森づくりの推進	「新ひょうごの森づくり」整備済面積	千ha	155	177	176	99%	182
	「災害に強い森づくり」整備済面積	千ha	35	44	44	100%	46
(6) 人材の育成	林業新規就業者数	人/年	51	30	56	187%	30
	森林施業プランナー人数	人/年	53	58	67	116%	59

旺盛な木質バイオマス発電用材の需要を追い風に、県内素材生産量は増大して目標を達成したが、うち建築用材は横ばいであった。また、建築コスト高騰等の影響で、県産木材製品出荷量と公共施設における県産木材使用量が停滞して、目標値を大きく下回った。このほかの項目については、概ね目標を達成した。

(2) 課題

これらの情勢の変化及び施策の取組実績を踏まえ、県産木材の利用を促進し、資源循環型林業を構築するため、以下の課題に対応する必要がある。

① 県産木材の需要拡大

住宅における横架材やツーバイフォー材等、外材シェアが高い部材での県産木材への代替を促進するほか、民間非住宅建築物と公共施設の木造・木質化に向けた建築士の養成及び発注者の県産木材利用に対する理解の浸透に加え、非建築分野の県産木材製品のコストダウンと利用する機運の醸成等が必要

② 木質バイオマス（燃料用材）の持続的な安定供給

木質バイオマス発電用燃料用材の安定供給に向けて、素材生産量の増大と枝葉等林地残材の活用が必要

③ 県産木材の加工流通体制の強化

大径材の用途拡大につながる製品供給体制の確立に加え、外材や他県産材からの代替を促す県産木材の競争力向上に向けて、需要者が求める品質・価格・供給に応えられる県産木材製品の高付加価値化と低コスト化が必要

④ 県産材の安定供給体制の整備

充実する森林資源の有効活用のため、森林整備を推進するとともに、これまでの搬出間伐に加え、主伐による低コストかつ安定的な木材生産体制の整備が必要

⑤ 森林の多面的機能発揮のための森づくりの推進

森林ボランティアや企業による森づくり活動、県民緑税を活用した災害に強い森づくりなど県民全体で森林を支える取組の推進に加え、森林環境譲与税を活用した森林経営管理制度の推進や、森林の適正管理に対する県民の理解醸成が必要

⑥ 資源循環型林業の実現に向けた人材の育成強化

次代を担う新規林業就業者の確保や森林クラウドシステム等先進技術等を活用できる人材の育成のほか、中大規模の木造建築を設計できる建築士の養成が必要

⑦ 木材利用拡大に向けた普及啓発の強化

県産木材の消費拡大に向けた認知度向上に加え、SDGs・脱炭素・環境保全等に貢献する県産木材の利用意義や心身の健康に寄与する木材の良さ等について、理解醸成に向けた普及啓発が必要

⑧ 市町による県産木材利用促進等のための支援強化

市町による公共施設等の木造・木質化を推進するため、市町等に対する設計、耐火、県産木材調達等に係る技術的支援を強化するほか、森林経営管理制度の推進に向けて新たな支援組織を立ち上げるなどの市町への支援体制の強化が必要

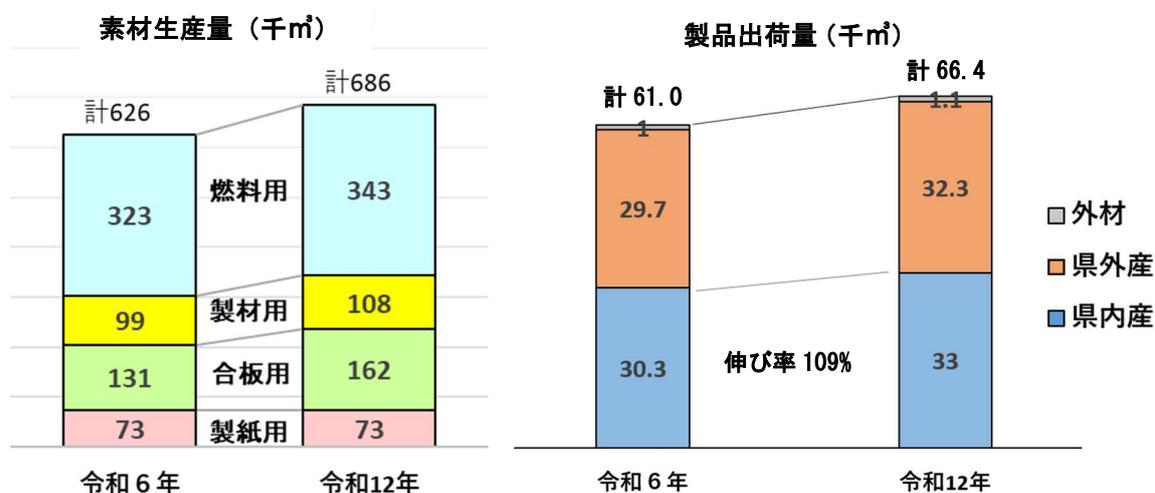
3 目標

上記の課題への対応には、関係者の協働による取組が不可欠であり、取り組むべき項目及び目標を関係者で共有する必要がある。このため、上記の課題項目①～⑥について取り組むべき項目(1)～(6)の目標を表2のとおり設定する。目標値については、「ひょうご農林水産ビジョン 2035」の成果指標にあるものは、それに準ずるものとする。なお、課題項目⑦⑧については対応の結果が目標(1)～(6)に反映されることから個別目標を設定しない。

表2 取組項目ごとの目標

取組項目	目標項目	単位	現状 (R6)	目標 (R12)
(1) 県産木材の利用促進	1. 県内製材工場の県産木材製品出荷量	千m ³ /年	30	33
	2. 公共施設における県産木材使用割合	%	30	50
(2) 木質バイオマスの利用促進	木質バイオマス発電用燃料供給量	千m ³ /年	323	343
(3) 県産木材の加工流通体制の整備	1. 県内素材生産量うち建築用材	千m ³ /年	230	270
	2. 県内製材工場の県産木材製品出荷量(再掲)	千m ³ /年	30	33
(4) 県産材の安定供給の推進	1. 県内素材生産量	千m ³ /年	626	686
	2. 主伐・再造林面積	ha/年	32	120
(5) 県産木材の利用を通じた森づくりの推進	1. 森林経営管理制度の取組面積	ha	19,243	47,400
	2. 「災害に強い森づくり」整備済面積	ha	44,219	52,400
(6) 人材の育成	1. 林業新規就業者数	人/年	56	55
	2. 意欲と能力のある林業経営体数	経営体数	34	36

《木材利用に係る目標設定の考え方(目標(1)～(4))》



○素材生産量

国の森林・林業基本計画(R3)で定める目標数値の伸び率を元に、県内素材生産量の

R12 目標値を設定（626 千 m^3 /年⇒686 千 m^3 /年）する。また、近年の県内における木材需要の用途の割合等を元に、R12 の製材用素材の目標値を 108 千 m^3 /年とした（伸び率 109%）。

○県内製材工場による県産木材製品出荷量

県内の製材用木材需要量の国産材の割合や県産材の割合を元に、R6 県内製品出荷量 61.0 千 m^3 /年（R6 国木材統計）のうちの県産木材製品の出荷量は 30.3 千 m^3 /年と推定され、R12 に向けて 33.0 千 m^3 /年に増大させていく（伸び率 109%）。

なお、同指標の実績値については、旧指針（R3～R7）では県独自調査により集計していたが、本指針（R8～R12）では国木材統計に基づく推定方法に改めることとする。

○公共施設における県産木材使用割合

前指針では、県産木材使用量を指標としていたが、年度による公共施設の種別や建築棟数の変化が大きいため、県産木材の使用割合を新たな指標とし、50%を目標値とする。

第 3 県産木材の利用及び供給の確保に関する基本的事項

1 全ての関係者による主体的な取組

県、市町、森林所有者、林業経営体、木材産業事業者、建築関係事業者、その他事業者、県民は、条例第 4 条から第 11 条に定めるそれぞれの責務、役割等に応じて、県産木材の利用促進等に向けた取組を主体的に行う。

2 推進体制（「ひょうごの木」利用拡大協議会の設置）

県産木材の利用促進等に係る主体的かつ協働による一体的な取組を推進するため、川上から川下までの県、市町、林業・木材産業事業者、県民等の関係者が参画する「ひょうごの木」利用拡大協議会を設置する。

条例の基本理念を踏まえ、関係者がそれぞれの責務や役割を果たし、協働して一体的な取組を行えるよう、県産木材の利用促進等の課題や目標を共有するとともに、全ての関係者がこの指針に基づき、主体的に取り組むものとする。

（1）「ひょうごの木」利用拡大協議会の役割

- ① 条例の基本理念に沿った県産木材の利用促進等のための課題や目標を共有する。
- ② 課題の解決や目標の達成に向けて、部会及び地域協議会の取組や施策の情報共有、意見交換及び提案を通し、関係者それぞれによる、また、複数の関係者の協働による主体的な県産木材利用の取組の実践を促す。
- ③ 県産木材の利用促進等に向けた関係者の意見等を踏まえ、県は課題解決を図るための施策立案の参考とする。

（2）部会・地域協議会の設置

「ひょうごの木」利用拡大協議会内に①建築物等木材利用推進部会、②木質バイオマス燃料供給部会、③木育活動推進部会の 3 つの部会を設置するとともに、各地

域の課題や実情に応じた推進体制として、7つの地域協議会を県民局（県民センター）に設置する。

各会で行動計画を設定し、関係者が課題や目標を共有し、改善策を検討のうえ、関係者それぞれの役割に基づく取組を主体的に実行する。

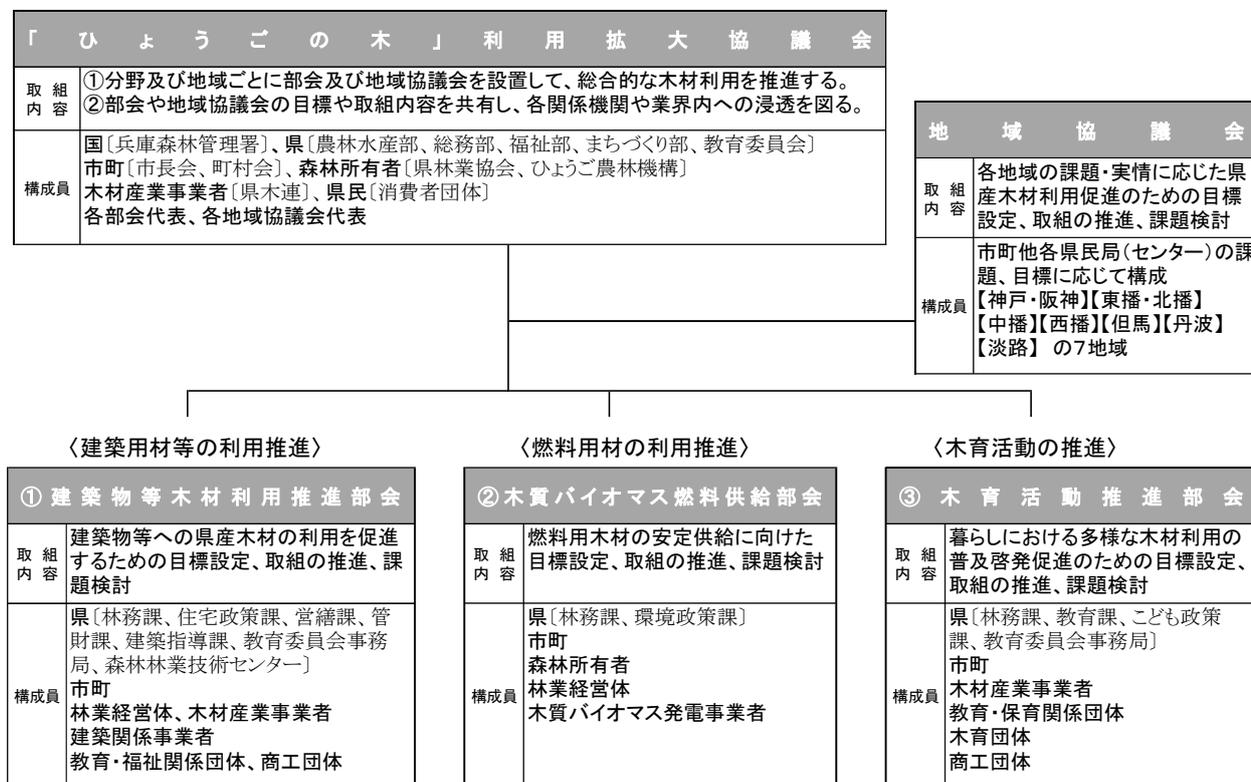


図1 「ひょうごの木」利用拡大協議会の体系図

3 関係者への周知・普及

県及び市町は、県産木材を建築用から家具、用具、さらには燃料用まで余すところなく利用することの意義やそれに係る施策展開について、県産木材の利用に理解が深まるよう、関係者への周知・普及に努める。

第4 県産木材の利用促進等に関する必要な事項

1 取組の主体

第2の2(2)の課題に対応するため、関係者は下表の該当する項目に主体的に取り組む。

表3 取組内容と主体的に行動する関係者

取組項目	取組内容	主体的に行動する関係者						
		県・市町	森林所有者	林業経営体	木材産業事業者	建築関係事業者	その他事業者	県民
(1) 県産木材の利用促進	ア 住宅における県産木材の利用推進	○			○	◎		◎
	イ 民間非住宅建築物における県産木材の利用推進	○			○	◎	◎	
	ウ 公共施設における県産木材の利用推進	◎			○	○	○	
	エ 身近な暮らしの中での県産木材の利用推進	○			◎			◎
	オ 土木資材、産業資材等非建築分野における利用推進	◎			◎	○	◎	
	カ 新たな木材利用技術及び建築技術等による県産木材利用の推進	◎			◎	◎	◎	
	キ 県産木材の国内外における販路拡大	○			◎	○	○	
(2) 木質バイオマスの利用促進	ア 林地残材活用ビジネスモデルの普及	○	○	◎	◎			◎
	イ 木質バイオマスを製造又は利用する施設の整備等	○		◎	◎			◎
(3) 県産木材の加工流通体制の整備	ア 加工流通施設の整備等	○			◎			
	イ 品質や生産性の向上	○			◎			
(4) 県産材の安定供給の推進	ア 林業経営の効率化	◎	◎	◎				
	イ 林業経営体の育成	○	○	◎				
	ウ 主伐・再造林の推進	○	◎	◎				
(5) 県産木材の利用を通じた森づくりの推進	ア 森川海の物質循環につながる多様で健全な森づくりの推進	○	◎	◎				◎
	イ 森林の防災機能の強化	◎	◎	◎				
	ウ 森林経営管理制度の推進	◎	◎	○				
	エ 森林ボランティアによる森林を支える取組の展開	○	○					◎
	オ 県民の理解醸成	◎	○	○	○	○	○	◎
(6) 人材の育成	ア 次代を担う新規林業就業者の確保	○	○	◎				
	イ 先進技術等を活用できる人材の育成	○	○	◎				
	ウ 中大規模木造建築が設計できる建築士の養成	○			○	◎		
(7) 普及啓発	ア イベント、メディア等による情報発信の強化	◎	○	○	○	○	○	
	イ 子どもから大人まで切れ目のない木育の推進	◎	○	○	○	○	○	○
	ウ 県産木材の認知度向上と地消に向けたプロモーションの展開	◎	○	○	◎	○	◎	○
(8) 市町に対する支援	ア 森林経営管理制度に基づく適正な森林管理に対する支援	◎	○	○				
	イ 木材利用推進に対する支援	◎			○	○	○	○

【凡例】○：該当者 ◎：特に主体的に行動する関係者

2 取組の内容

(1) 県産木材の利用促進

ア 住宅における県産木材の利用推進

外材が多く使用されている住宅の横架材（梁桁）等の県産木材への代替を促すため、強度と美観に優れたスギ上下心去り平角や梁どうしの接合強度を高めるTAPOS（テイポス）等、県産木材の利用拡大につながる技術の利用を推進する。

また、県産木材を内装材や横架材の現しで使用するなどの魅力的な住宅設計への支援のほか、建築士向け研修会等の開催を通じて、県産木材利用に積極的に取り組む工務店（ひょうご木の匠）の拡大を図る。

さらに、住宅展示・相談会等を通じて、県民に対し、県内の森林整備に繋がる県産木材の利用意義等をPRするとともに、県ウェブサイト「ひょうごの木」等において県産木材を使用した木造住宅の施工事例やひょうご木の匠等を紹介することで、新築、リフォームにおける県産木材の利用促進を図る。

このほか、住宅着工戸数が減少する中でも需要が底堅い集合住宅等において、主に外材が使用されているツーバイフォー材の県産木材への転換を図る。



県産木材を使用した木造住宅
(加東市)

イ 民間非住宅建築物における県産木材の利用推進

建物への木材利用は、SDGs・脱炭素への貢献による社会的評価の向上やESG投資の誘引等の経済的な効果に加え、快適な空間の形成により心身の健康や労働生産性の向上が期待できる。

このため、県が兵庫県木材業協同組合連合会内に設置した「ひょうご木づかいサポートオフィス」を通じて木材利用の意義やメリットを民間企業に普及啓発するなどの提案や、アドバイザー派遣等の技術的支援を行う。

また、中大規模の木造建築を設計できる建築士の養成に向けた高度なセミナー等の開催や、利用者が多くPR効果の見込まれる施設の木質化を推進するとともに、木造・木質化に活用できる国・県の補助制度や木造建築事例等を県ウェブサイト「ひょうごの木」に紹介するなど情報発信を強化する。

加えて、兵庫県建築物木材利用促進方針に基づき、県・市町と民間企業との建築物木材利用促進協定を締結することで、積極的な県産木材利用の推進を図り、保育所や沿道店舗等の民間施設における木造・木質化を推進する。



県産木材をふんだんに使用した
認定こども園(宍粟市)



(一社) 県建築士事務所協会との建築物
木材利用促進協定締結(R7. 10月)

ウ 公共施設における県産木材の利用推進

公共施設において率先して県産木材を利用しPRすることで、民間施設への波及を図る。

県が整備する施設については、令和5年11月に策定した「兵庫県建築物木材利用促進方針」に即した庁内建築物の木造化や内装等の木質化を推進するため、「庁内建築物木材利用推進チーム」（林務課、営繕課、建築指導課で編成）が、①建築計画情報の早期把握、②各所管課への木造化及び内装等木質化の提案による県産木材利用に対する理解の浸透、③材料選定や調達等に対するアドバイス等技術的支援、④木材利用事例や課題の共有化を進め、「兵庫県建築物木材利用推進ガイドライン」に基づき、具体的な木造・木質化の推進を図る。

また、市町が整備する施設については、「ひょうご木づくりサポートオフィス」を通じて、計画初期の段階から県産木材の調達先や設計手法の検討、森林環境譲与税等の活用等に関する助言を行うとともに、より詳細な設計や構造についての技術的なサポートは、経験豊富なアドバイザーを派遣するなどして、市町の県産木材の利用推進を支援する。



公共施設における木造化
県立総合射撃場（三木市）

エ 身近な暮らしの中での県産木材の利用推進

県産木材を使用した家具や建具、玩具、調度品などの取扱業者をひょうご木製品マイスターとして登録し、県ウェブサイト「ひょうごの木」等で情報発信するとともに、木に触れるイベント等を通じて木材の良さや県産木材の利用意義等を広く県民に普及啓発することで、暮らしの中の多様な県産木材製品利用を推進する。



木製商品棚（丹波市）

オ 土木資材、産業資材等非建築分野における利用推進

県産木材を使用したコンクリート型枠用合板や仮設防護柵等、公共工事での土木資材等への県産木材利用を推進する。

また、パレット、梱包、枕木等産業資材への県産木材の利用についても、SDGs に取り組む民間企業等への提案を強化するなどして、非建築分野での県産木材利用を推進する。



県産木材を使用した仮設防護柵
（香美町）



物流に欠かせないパレット（木製）

カ 新たな木材利用技術及び建築技術等による県産木材利用の推進

① TAPOS 等新たな木材利用技術の活用

県森林林業技術センターが開発した高強度の梁・梁接合技術「TAPOS（テイポス）」は、住宅・非住宅木造建築物における構造設計で仕口強度の優位性や梁断面の縮小に伴うコスト縮小などのメリットが認められている。

また、同センターが開発した、上下心去り平角を生産した残部から採れる柵目板を活用した、スギ柵目板 CLT(直交集成板)パネルは、美観と強度に優れた構造用面材として木造住宅のほか公共・民間施設等の木造・木質化に活用が可能である。

さらに、大径材を活用した上下心去り平角は、従来の心持ち材と比べ、美観に優れている。

これらの技術の優位性や活用方法をプレカット工場や、製材工場、工務店、建築設計事務所等にエビデンスとともに示したうえで普及を展開し、木造住宅等への活用促進を図る。

今後も引き続き県産スギ材の活用技術の開発とその普及を図り、従来、外国産木材の利用が中心であった木造住宅・非住宅等の梁・桁等の横架材への県産スギ材の需要の拡大を図る。



TAPOS の仕口加工



スギ柵目板 CLT パネル

② 木造と鉄骨造とのハイブリッド等新たな建築技術の普及

全国的に、持続可能な資源としての木材への注目の高まりや新たな技術開発や防火基準等の合理化により工期短縮やコスト縮減が進んだことを背景に、中高層の非住宅建築物の木造化や木質化に取り組む例が増えており、県内においても、低層を鉄骨造、高層階を木造・木質化した研修所や、鉄骨梁を木材で耐火被覆した社屋ビル等のハイブリッド木造建築物の施工事例が増えつつある。

平成 31 年に竣工した兵庫県林業会館は、1 階を鉄筋コンクリート、2 階から 5 階までを CLT と鉄骨のハイブリッドで構成した全国初の建築物で、工期や維持管理等で優れた都市部における木造の中高層建築物の普及モデルと位置づけ、市町や建築士、工務店等への紹介や視察の受け入れにより普及していく。



兵庫県林業会館（神戸市）

キ 県産木材の国内外における販路拡大

国内外の市場の動向や実態を把握し、関係者と連携して県内外で開催される展示会や企業への説明会等に積極的に参加し、住宅資材や内装材等の付加価値の高い県産木材製品のPRを展開するなどして、国内外への販路拡大に向けた取組を推進する。



大阪・関西万博関西パビリオンでの県産木材製品の展示

(2) 木質バイオマスの利用促進

ア 素材生産量の増大と林地残材の活用

搬出間伐や主伐・再造林等、木材生産を伴う森林整備を推進する中、これまで搬出利用が進まなかった未利用木材等木質バイオマスのカスケード利用を促進するため、木質バイオマス発電施設等への安定供給を推進する。特に、活用が低位な根株や梢端・枝葉等の林地残材については、低コストで効率的な搬出・活用方法を林業経営体等に普及するほか、原木の集積、仕分け、ストック、乾燥等を行う山土場整備を推進する。

さらに、未利用木材の安定供給を目的に林業経営体や関係者を構成員とする協議会と連携し、共同による原木供給や先進地事例の研究等を行う。



山土場における燃料用材の集積状況（佐用町）

イ 木質バイオマスを製造又は利用する施設の整備等

林地残材等の未利用木材や広葉樹等を大型発電施設やボイラー、ストーブの燃料として有効活用するため、チップやペレット等を製造又は利用する木質バイオマス施設の整備に対し補助事業等により支援するとともに、燃料用材の仕入れ等の運転資金に対する低利融資等の支援を行い経営の安定化を図る。



木質バイオマス発電所と燃料用材（朝来市）

(3) 県産木材の加工流通体制の整備

ア 効率的な加工流通施設の整備等

県産木材製品の出荷量を増大させるため、外材シェアが高い分野での県産木材への代替が期待できる梁・桁材や集成材・CLTのラミナ（原板）、ツーバイフォー材等の建築用材のほか、梱包材、仮設資材等の非建築分野での県産木材製品の供給体制を構築し、価格と供給での競争力向上をめざす。

このため、増加しているスギ大径材の用途拡大を図るとともに、大径材を低コストで量産できる効率的な製材施設等、新たな木材加工流通施設の整備に対して、設備導入費用に対する補助事業や、設備資金、運転資金に対する低利融資等の活用を図る。



(協)兵庫木材センター(宍粟市)

イ 付加価値の高い県産木材の供給力強化

中小規模製材工場等は、多品目少量生産を得意とし、多様なニーズの受け皿となっていることから、強度や美観に優れたスギ桁目板 CLT パネルやスギ上下心去り平角、県産スギ集成材等、高品質で付加価値の高い県産木材製品の供給により、品質での競争力向上をめざす。

このため、増加しているスギ大径材の用途拡大を図るとともに、補助事業や設備資金、運転資金に対する低利融資等を活用した製材機や乾燥機等の設備導入による生産性の向上を図るほか、JAS 認証取得への技術的な支援及び生産技術の普及により、付加価値の高い県産木材の供給力強化を図る。



スギ上下心去り平角(宍粟市)



県産スギ集成材

(4) 県産材の安定供給の推進

建築用から燃料用まで市場から求められる品質に応じた県産材を、低コストかつ安定的に供給するための原木生産体制整備を推進する。また、成熟し大径化が進行している森林資源を有効活用するため、森林整備を推進するとともに、従来の搬出間伐に加えて、主伐の推進に向けた取組を積極的に行う。

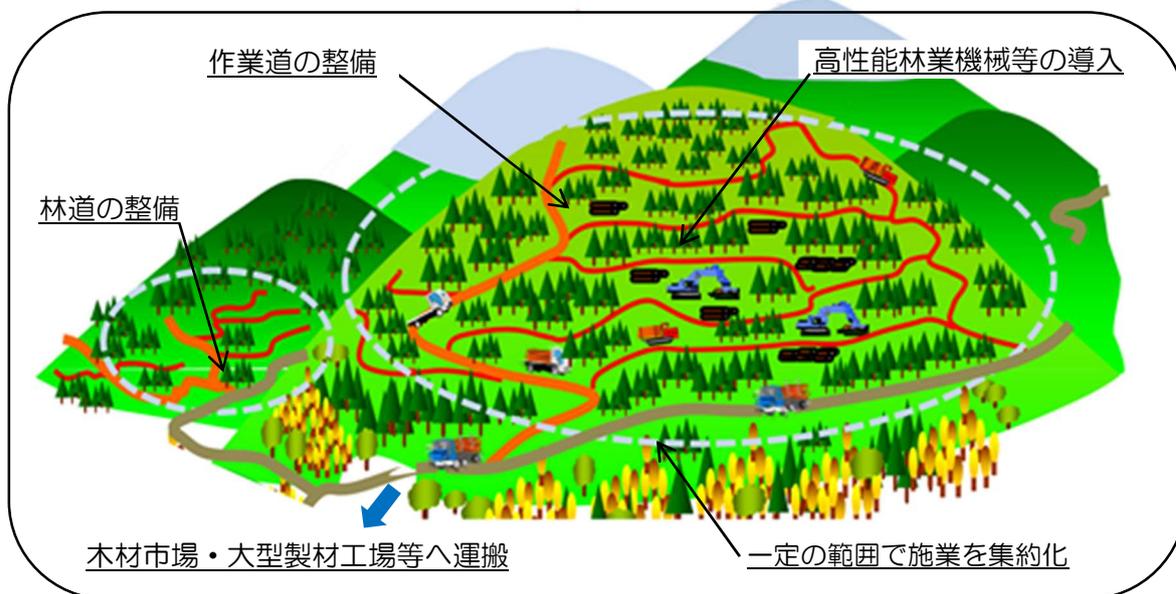
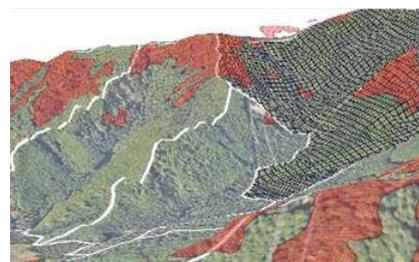


図2 低コストかつ安定的な原木生産体制の整備（イメージ）

ア 林業経営の効率化

① 資源情報の活用

航空レーザ測量等リモートセンシング技術を活用した高度な森林資源情報や地籍調査の実施区域等の情報を森林クラウドシステムで一元管理を行い、市町や林業経営体が当該情報を活用可能となる体制構築を図る。



航空レーザ測量による森林資源情報を用いた森林ゾーニング例

また、林業経営体において、地籍調査結果や森林簿情報をもとに施業の集約化を行うとともに、

資源の蓄積量や傾斜等の地形解析結果等を用い、伐採や搬出に適した路網整備や高性能林業機械の導入を推進するなど、施業の効率化を図る。

② 林内路網の整備

人工林資源の成熟化に伴う立木の大径化も考慮しつつ、効率的かつ低コストの原木生産に向けて、大型トラックが通行可能な林道や林業専用道、林業機械が走行する作業道、それらをつなぐ集積作業土場を兼ねた路網拠点林道等を組み合わせた路網整備を図るとともに、既設林道等の機能強化や維持管理を実施する。



開設がすすむ林業専用道
大畑越知線（神河町）

③ 高性能林業機械の導入

補助事業や低利融資等の支援により、立木の伐倒、造材、運搬等の生産工程の効率化、省人化に有効な高性能林業機械の導入を進める。特に、路網整備が困難な急傾斜地では、架線集材にも対応する高性能林業機械の導入を進め、地域の条件に応じて路網整備と組み合わせ合わせた最適な木材の搬出システムを整備する。



架線集材に対応した高性能林業機械(タワーヤーダ)

④ スマート技術を活用した業務効率化

ドローン空撮による画像をオルソ化した地図（地形の歪みを補正した位置情報の正確な地図）を作成するなど、スマート技術を積極的に活用し、主伐・再造林等森林施業の出来形計測等施工管理に係る業務の効率化を図る。

⑤ J-クレジット等新たな財源の確保

リモートセンシング技術を活用して効率的に森林資源量を把握し、森林管理による二酸化炭素吸収量を算出して「J-クレジット」として認証・取引するほか、企業版ふるさと納税等の新たな財源の確保を図り、経済的利益と環境保全の両立が可能となる持続的な林業モデルの構築をめざす。

イ 林業経営体の育成

高度な安全具や作業時の通信機器の導入等による労働安全性の向上や生産性の向上、さらには働き方改革に伴う従業員のエンゲージメント向上といった複数の側面からの取組を通じて、働きがいのある魅力的な職場づくりを進め、「意欲と能力のある林業経営体」の登録に向けて林業経営体の育成を推進する。

ウ 主伐・再造林の推進

① 低コスト普及モデルの展開

人工林資源の成熟化が進行し、今後間伐適齢期の林分の減少が見込まれる中、持続的かつ安定的な木材の供給に向けて林業経営に適した人工林における主伐を推進するため、森林所有者の収益の確保と確実な更新が期待できる実現可能な施業システムを集約した「主伐・再造林低コスト普及モデル」を林業経営体に普及していく。

このモデルの実践により、自主的なスキルアップができる林業経営体の育成と、収益の見込める事業地の選定を促進する。また、下刈りの省力化や獣害防除の新たな手法の導入等について、要望に応じて林業普及指導員がきめ細やかに指導する。

加えて、林業経営体の主伐・再造林へのモチ



主伐再造林(朝来市)

バージョンを高めていくことが必要であることから、モデルの意義を森林所有者にも浸透させ、モデルを実践する林業経営体を評価する機運を醸成する。

また、再造林の推進にあたっては、植栽木等の成長に伴う二酸化炭素吸収量を算出し、地球温暖化防止への効果を定量評価することで森林の環境保全への貢献度合いを企業等に周知するとともに、企業版ふるさと納税等の新たな財源も活用して下刈りや防護柵の点検補修を適期に行うなどして確実な更新を図る。

② 兵庫県産苗木の生産拡大

再造林に必要な苗木については、従来からの少花粉スギ、少花粉ヒノキ苗木に加えて、成長量が在来系の1.5倍で通直性や強度も優れた特定母樹由来の種子や、年間を通して植栽可能で活着率の高いコンテナ苗等の生産にも取り組み、今後増加が見込まれる再造林に対して確実に苗木を供給できる体制整備を図る。

(5) 県産木材の利用を通じた森づくりの推進

森林の多面的機能維持向上のため、SDGs等に貢献する県産木材の利用促進図り、持続的な林業経営や県民の参画と協働による森づくりを計画的に進める。



図3 森林の持ついろいろな働き

ア 森川里海の物質循環につながる多様で健全な森づくりの推進

水源かん養や土砂災害防止、二酸化炭素吸収等、森林が持つ多面的機能の維持向上を図るため、県と市町が連携して人工林の間伐や奥山の針広混交林化、集落周辺の里山林整備等、森林の状況に応じた整備や適正管理を徹底する。

瀬戸内海や日本海に豊かな漁場を抱え、河川の中下流域に農業地帯が広がる本県特有の立地環境に鑑み、森の豊かな栄養が河川を通じて農作物や水産資源を育むよう、下流の市町の小学生らが上流の市町で植樹を行うなど、流域でつながる市町どうしが連携した取組を広げ、上流域の森林の多面的機能の維持増進を図る。



高砂市と多可町との「たかたか連携協定」に基づく植樹活動（多可町）

イ 森林の防災機能の強化

手入れ不足の人工林対策を強化するため、地域の意向も踏まえながら、県が主導して流域全体を一体的に整備する新たな仕組みを導入し、溪流沿いの流木対策と奥山の針広混交林化の取組を組み合わせるなど、地域の森林の防災機能向上を図る。

また、災害発生時に甚大な被害が想定される都市近郊の森林については、防災機能を高めるため、都市山の整備を強力に推進する。



溪流沿いの流木対策（丹波市）

ウ 森林経営管理制度の推進

長期的な木材価格の低迷による林業の収益性悪化により、山の奥地等の条件不利地では、手入れ不足の高齢人工林が増加傾向にあることから、森林の多面的機能の発揮を図るため、県は市町や森林組合等と連携し、森林所有者に対して、森林管理の必要性について理解の浸透を図る。

そのうえで、人工林を多く有する市町においては、県と（公社）ひょうご農林機構が連携し、森林環境譲与税を有効活用して森林経営管理制度に基づく適正な森林管理を推進する。

エ 森林ボランティアによる森林を支える取組の展開

本県の瀬戸内沿岸には多くの工場が立地しており、それらの多くは工業用水を必要とするほか生産活動に伴い二酸化炭素等温室効果ガスを排出しており、水を育み二酸化炭素を吸収する森林の恩恵を受けている。

これら森林の果たす貢献度を定量評価するなどして企業の理解を深め、森林ボランティアや社会貢献（CSR）活動に関心の高い企業等の森づくり活動への参画を推進し、県民全体で森林を支える取組の充実を図る。

J-クレジットや森林ボランティア等、企業による森づくりの取組を一層推進するため、既に活動を実践している企業や、脱炭素を推進している企



企業による森づくり活動（姫路市）

業等が参加するフォーラムを開催し、新たな企業の参画を促すことで、持続的な「ひょうご未来の森林づくり」を展開していく。

オ 県民の理解醸成

森川里海のつながりや、森林の多面的機能の発揮に不可欠な森林の適正管理の重要性について、様々な機会を通じて啓発し、都市部を中心とした県民の理解を深めていく。特に、小学校教材や自然学校での森林や木材を活用した体験プログラム等を整備することにより学童期に記憶に残る原体験の学びを提供し、森林への関心と参画意識を高め、持続可能な森林管理につなげていく。

また、木材利用による建築コストの低減事例や心身の健康への効果等利用者のメリットに加え、SDGs や二酸化炭素固定による地球温暖化防止への貢献、地域経済への波及効果等、県産木材を利用する社会的意義についても丁寧に普及啓発していく。



小学生の環境体験学習（朝来市）

（6）人材の育成

ア 次代を担う新規林業就業者の確保

次代の林業を担う人材を育成するため、県立森林大学校では森林・林業の最新動向を取り入れたカリキュラムの充実を図るとともに、オープンキャンパスの開催や、SNS 等も活用した幅広いメディアによる広報を通じて、学生数の確保に努める。

このほか、林業労働力確保支援センター等と連携し、職業としての林業の魅力を知ってもらう就業セミナーや入門講座等を開催し、新規林業就業者の確保対策を推進する。



県立森林大学校の伐木実習（神河町）



県立森林大学校のチェーンソー実習（宍粟市）

イ 先進技術等を活用できる人材の育成

意欲と能力のある林業経営体等を育成するため、搬出間伐や路網開設の効率的な実施に加え、主伐・再造林及びその後の下刈等の保育管理を的確に行える技術者を確保するとともに、森林所有者に対して明確な収支見通しを示して施業提案を行える森林施業プランナーを育成する。

また、リモートセンシング技術や森林クラウドシステムの活用により、高度な

森林資源情報を収集、解析し、森林所有者の特定や森林施業の計画立案、施業の実行管理等ができる人材の育成を推進する。

ウ 中大規模木造建築が設計できる建築士の養成

木造・木質化が進んでいない非住宅建築での県産木材利用の推進に向けて、セミナーや研修会等の開催によって、こども園、沿道店舗、庁舎等、都市部での中大規模木造建築の設計が出来る建築士の養成を図る。

また、建築物木材利用促進協定を締結した（公社）兵庫県建築士会・（一社）兵庫県建築士事務所協会や、木材利用の取組が進んだ市町等と連携して、木造建築の技術や補助制度等に関する情報の共有や勉強会等を開催する。



木造建築セミナー(丹波市)

(7) 普及啓発

ア イベント、メディア等による情報発信の強化

木材利用の社会的意義や、木材が心身の健康に与える効果、木の文化等を普及啓発するため、ひょうご木材フェア、ひょうご里山フェスタ等を開催するほか、ファーマーズマーケット等他機関が主催するイベントにも積極的に参画する。

また、県産木材の魅力や利用意義等を関係者と共有するため、関係者への積極的な提案に加え、普及冊子、公式ウェブサイト「ひょうごの木」や街頭の大型ビジョン等、多様なメディアの活用により情報発信を強化する。



ファーマーズマーケットでの
木材ブース出展(神戸市)



公式ウェブサイト「ひょうごの木」

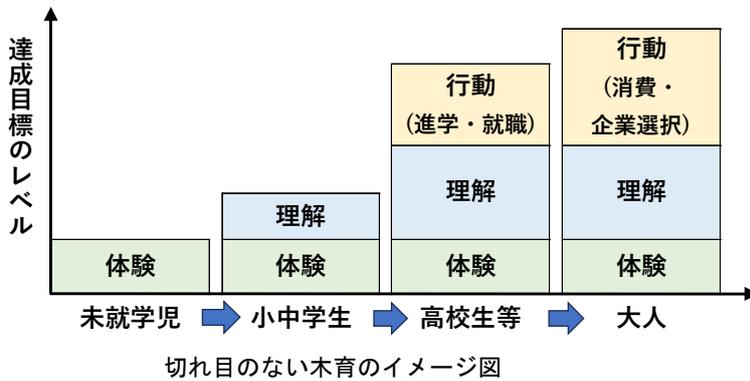
イ 子どもから大人まで切れ目のない木育の推進

未就学児から大人まで幅広い年代を対象として、木材や木製品に触れる体験を通じて木の魅力を感じてもらい、さらに森林、林業、木材利用への理解を深めるための木育活動を推進する。

未就学児等を対象とした木育キャラバンに加え、小学校（図画工作）や中学校（技術科）の木工教材への県産木材利用を推進するほか、県産木材を利用する意義や森林管理の大切さについても副読本等で丁寧に解説して理解を促し、将来の

進路選択（森林林業関係への就職・進学）のほか、将来大人になったときの県産木材の購入や、県産木材を積極的に活用している企業を選択する等の行動につなげていく。

また、森づくり活動の伐採木を活用したベンチや木製ノベルティの製作等、大人や企業向けのワークショップも展開するなど、木育の効果の継続と拡大を図る。



県産木材を使用した技術科の木工教材
(三木市の教材メーカーHP より)

ウ 県産木材の認知度向上と地消に向けたプロモーションの展開

県産木材の県民への認知度向上を図るため、異なる業種・分野・文化の視点を持つ民間企業やクリエイター等とのプラットフォームを設置し、異業種・異分野とのコラボレーションによる多様で新たな価値を創出・情報発信する。

また、消費者の“応援”や“共感”を得られる「ひょうごの木」のブランド化を進め、ローカル（地域）の木材の応援消費を喚起するプロモーションを県民及び企業に対して展開する。



製材工場で開催された
プラットフォーム（丹波市）

(8) 市町に対する支援

ア 森林経営管理制度に基づく適正な森林管理の推進に対する支援

今後、分収林契約の解約地等を中心に、森林経営管理制度の拡大が見込まれる中、その制度を運用する市町には森林・林業に精通した専門人材（職員）が不足している。そのため、県と（公社）ひょうご農林機構が連携して「兵庫県森づくり支援センター」を構成し、市町に対する支援体制の強化を図る。

イ 木材利用推進に対する支援

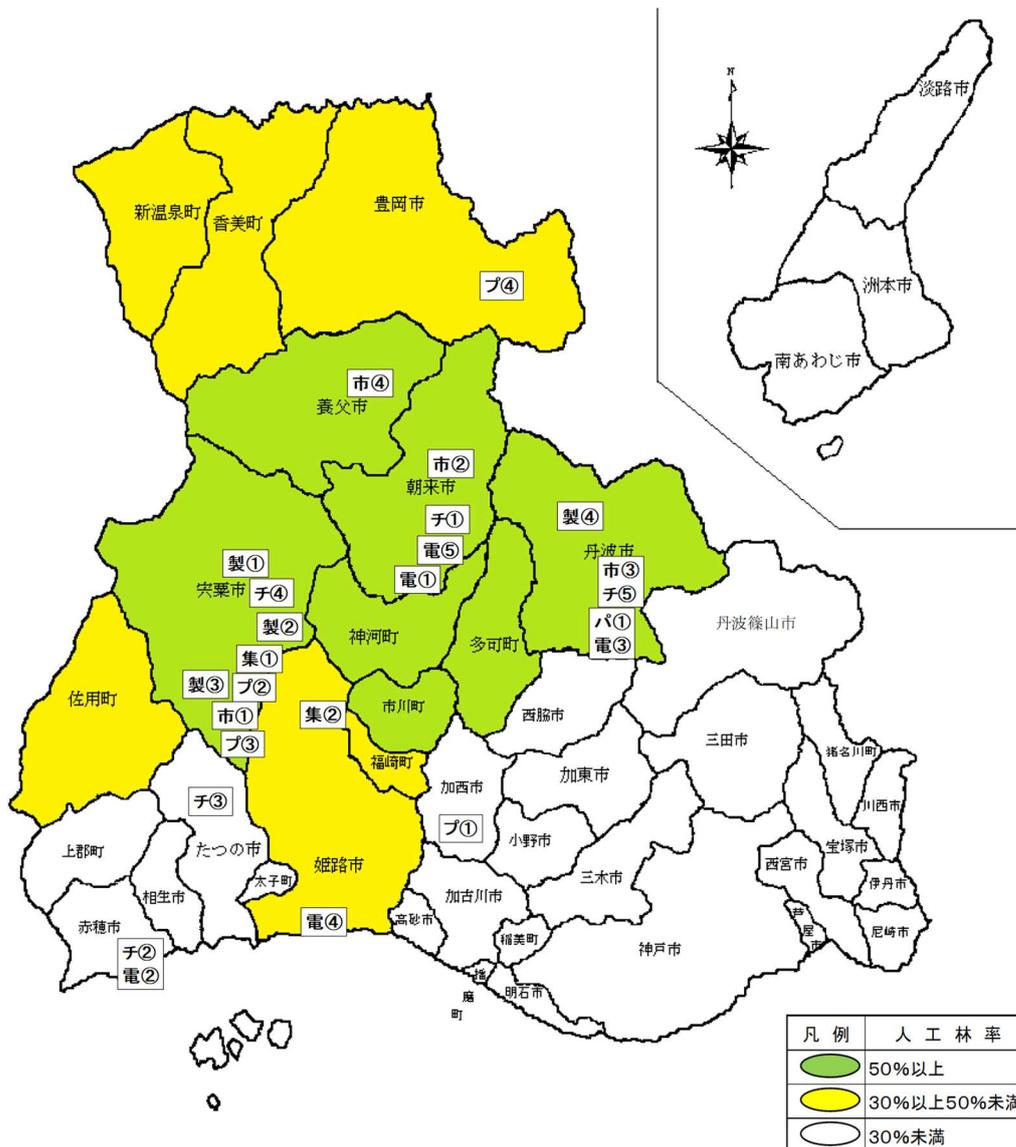
市町等が森林環境譲与税等を活用した木材利用の推進が図られるよう、「ひょうご木づかいサポートオフィス」を活用して、計画初期の段階から県産木材の調達先や設計手法の検討、森林環境譲与税等の活用等に関する助言を行うとともに、より詳細な設計や構造についての技術的なサポートは、経験豊富なアドバイザーを派遣するなどして、市町に対する支援体制の強化を図る。

(附則) この指針は、令和8年3月 日に制定する。

《参考》 県産木材の利用促進等に関連する主な施策

指 針	項 目	主な施策
(1) 県産木材の利用促進	ア 住宅における県産木材の利用推進	県産木材利用木造住宅の設計費に対する工務店への補助
		県産木材利用木造住宅を新築・リフォーム等する 施主への低利融資（新規貸付R4～停止）
		県ウェブサイト等での木造住宅施工事例や工務店の紹介
		ひょうご木の匠の登録制度
	イ 民間非住宅建築物における県産木材の利用推進	ひょうご木づくりサポートオフィスを通じた 企業へのアドバイザーの派遣
		民間施設の木質化等に係る補助
		県ウェブサイトによる補助制度等の情報発信
	ウ 公共施設における県産木材の利用推進	県・市町と民間企業との建築物木材利用促進協定の締結
公共施設等の木造・木質化に係る補助		
エ 身近な暮らしの中での県産木材の利用推進	ひょうご木づくりサポートオフィスを通じた 市町の森林環境譲与税活用促進	
	庁内建築物木材利用推進チームによる働きかけ等	
オ 土木資材、産業資材等非建築分野における 県産木材の利用推進	公共工事における県産木材型枠用合板の利用推進	
	ひょうご木づくりサポートオフィスを通じた 民間企業への働きかけ	
カ 新たな木材利用技術及び建築技術等による 県産木材利用の推進	TAPOS等新技術の開発と普及	
	ひょうご木づくりサポートオフィスを通じた 新たな建築技術の普及	
キ 県産木材の国内外における販路拡大の推進	県内外での展示会等での県産木材製品のPR	
(2) 木質バイオオマスの利用促進	ア 素材生産量の増大と林地残材の活用	搬出間伐・主伐等素材生産に対する補助 山土場整備に対する補助
	イ 木質バイオオマスを製造又は利用する 施設の整備等	木質バイオオマス利用促進施設整備に対する補助 燃料用材の確保等に係る運転資金への低利融資
(3) 県産木材の加工流通体制の 整備	ア 効率的な加工流通施設の整備等	木材加工流通施設整備に対する補助 木材調達等運転資金に係る低利融資
	イ 付加価値の高い県産木材の供給力強化	木材加工流通施設整備に対する補助 JAS認証取得への技術的支援
(4) 県産材の安定供給の推進	ア 林業経営の効率化	森林クラウドシステムの構築と活用
		第4期ひょうご林内路網1,000km整備プランの推進
		高性能林業機械の購入補助
		高性能林業機械の購入に係る低利融資
		リモートセンシング技術研修
	Jクレ等新たな収益による持続的な林業モデルの構築	
イ 林業経営体の育成	「意欲と能力のある林業経営体」の育成	
ウ 主伐・再造林の推進	主伐・再造林の低コストモデルの展開 県産苗木安定供給に向けた採種圃造成 再造林経費（下刈、獣害防除含む）への補助	
(5) 県産木材の利用を通じた 森づくりの推進	ア 森川海の物質循環につながる多様で健全な 森づくりの推進	針葉樹林と広葉樹林の混交整備 野生動物共生林の整備
	イ 森林の防災機能の強化	災害に強い森づくりの推進
	ウ 森林経営管理制度の推進	森林経営管理制度、森林環境譲与税
	エ 森林ボランティアによる森林を支える取組の 展開	森林ボランティア活動、企業の森づくり フォーラムの開催
	オ 県民の理解醸成	小学校教材や自然学校での体験プログラム等の整備
(6) 人材の育成	ア 次代を担う新規林業就業者の確保	県立森林大学校の設置 林業就業予定者への給付金支給 林業労働力確保支援センター（就業支援講習等）
	イ 先進技術等を活用できる人材の育成	県立森林大学校研修、リモートセンシング技術研修 意欲と能力のある林業経営体の認定
	ウ 中大規模木造建築が設計できる建築士の養成	木造建築セミナーや研修会の開催
(7) 普及啓発	ア イベント、メディア等による情報発信の強化	イベントの開催、メディアによる情報発信
	イ 子どもから大人まで切れ目のない木育の推進	各年代にマッチした木育・体験プログラムの提供
	ウ 県産木材の認知度向上と地消に向けた プロモーションの展開	異業種・異分野のプラットフォーム ひょうごの木Creation Baseの開催
(8) 市町に対する支援	ア 森林経営管理制度に基づく適正な森林管理 に対する支援	兵庫県森づくり支援センターの設置
	イ 木材利用推進に対する支援	ひょうご木づくりサポートオフィスの設置

《参考》県内の人工林分布、素材生産量、主な木材利用関連施設の位置図



令和5年 素材生産量（燃料用木材を除く）

単位:m3

全県	神戸	阪神南	阪神北	東播磨	北播磨	中播磨	西播磨	但馬	丹波	淡路
295,000	0	0	5,384	0	40,031	17,948	115,488	75,167	40,201	6
比率	0.0%	0.0%	1.8%	0.0%	13.6%	6.1%	39.2%	25.5%	13.6%	0.0%

(出典: 令和5年度兵庫県林業統計書)

主な木材利用関連施設の一覧

区分	番号	名称	所在地	区分	番号	名称	所在地	
木材市場	市①	(株)山崎木材市場	宍粟市	チップ工場	チ①	(株)西村	朝来市	
	市②	(株)キョウウ 和田山木材市場	朝来市		チ②	(株)コウエイ 赤穂工場	赤穂市	
	市③	(協)丹波林産振興センター	丹波市		チ③	(株)コウエイ 新宮工場	たつの市	
	市④	(株)八鹿木材市場	養父市		チ④	(株)バイオマスエネルギー	宍粟市	
製材所	製①	(協)兵庫木材センター	宍粟市		チ⑤	(株)バイオマスたんば	丹波市	
	製②	(有)丸正木材	宍粟市	パルプ工場	パ①	兵庫パルプ工業(株)	丹波市	
	製③	(株)大成	宍粟市		木質バイオマス発電所	電①	大東バイオエナジー(株) (朝来バイオマス発電所)	朝来市
	製④	(株)木栄	丹波市			電②	(株)日本海水 (赤穂第1・第2バイオマス発電所)	赤穂市
集成材工場	集①	衣笠木材(株)	宍粟市			電③	兵庫パルプ工業(株) パルテックエナジー(株)	丹波市
	集②	(株)中塚木材商店	姫路市			電④	広畑バイオマス発電(株)	姫路市
プレカット工場	プ①	ヨドブレ(株)	加西市	電⑤		生野銀山バイオマス(株)	朝来市	
	プ②	久我木材工業(株)	宍粟市					
	プ③	兵庫プレカット(株)	宍粟市					
	プ④	高柴林業(株)	豊岡市					